

我が国の財政事情

(令和5年度予算政府案)

令和4年12月
財務省主計局

目 次

(1) 財政事情	2
(2) 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移	3
(3) 公債発行額、公債依存度の推移	4
(4) 公債残高の累増	5
(5) 国及び地方の長期債務残高	6
(6) 利払費と金利の推移	7
(7) 一般会計歳出の主要経費の推移	8
(8) 一般会計歳出の推移	9
(9) 一般会計歳入の推移	10
(参考 1) 財政収支の国際比較 (対GDP比)	11
(参考 2) 債務残高の国際比較 (対GDP比)	12
(参考 3) 純債務残高の国際比較 (対GDP比)	13

(1) 財政事情

◆一般会計歳入歳出予算総表

(単位：億円)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		当初予算	当初予算	政府案
歳出	一 般 歳 出	669,020	673,746	727,317
	うち社会保障関係費	358,421	362,735	368,889
	地 方 交 付 税 等	159,489	158,825	163,992
	国 債 費	237,588	243,393	252,503
	うち債務償還費（交付国債分を除く）	147,317	156,325	163,895
	うち利払費	85,036	82,472	84,723
合計（歳出総額）		1,066,097	1,075,964	1,143,812

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		当初予算	当初予算	政府案
歳入	税 収	574,480	652,350	694,400
	そ の 他 収 入	55,647	54,354	93,182
	公 債 金	435,970	369,260	356,230
	合計（歳入総額）	1,066,097	1,075,964	1,143,812

公 債 依 存 度	40.9%	34.3%	31.1%
一 般 会 計 基 礎 的 財 政 収 支	▲ 203,617	▲ 130,462	▲ 107,613

(注1) 一般会計基礎的財政収支（プライマリー・バランス）は、「税収＋その他収入－（歳出総額－債務償還費（交付国債分を除く）－利払費）」として簡便に計算したものであり、SNAベースの中央政府の基礎的財政収支とは異なる。

(注2) 各年度の計数については、組替えを行っていないが、年度間の比較対照に当たっては、組替えを行ったものと比較することが望ましい。

◆債務の状況

(単位：兆円)

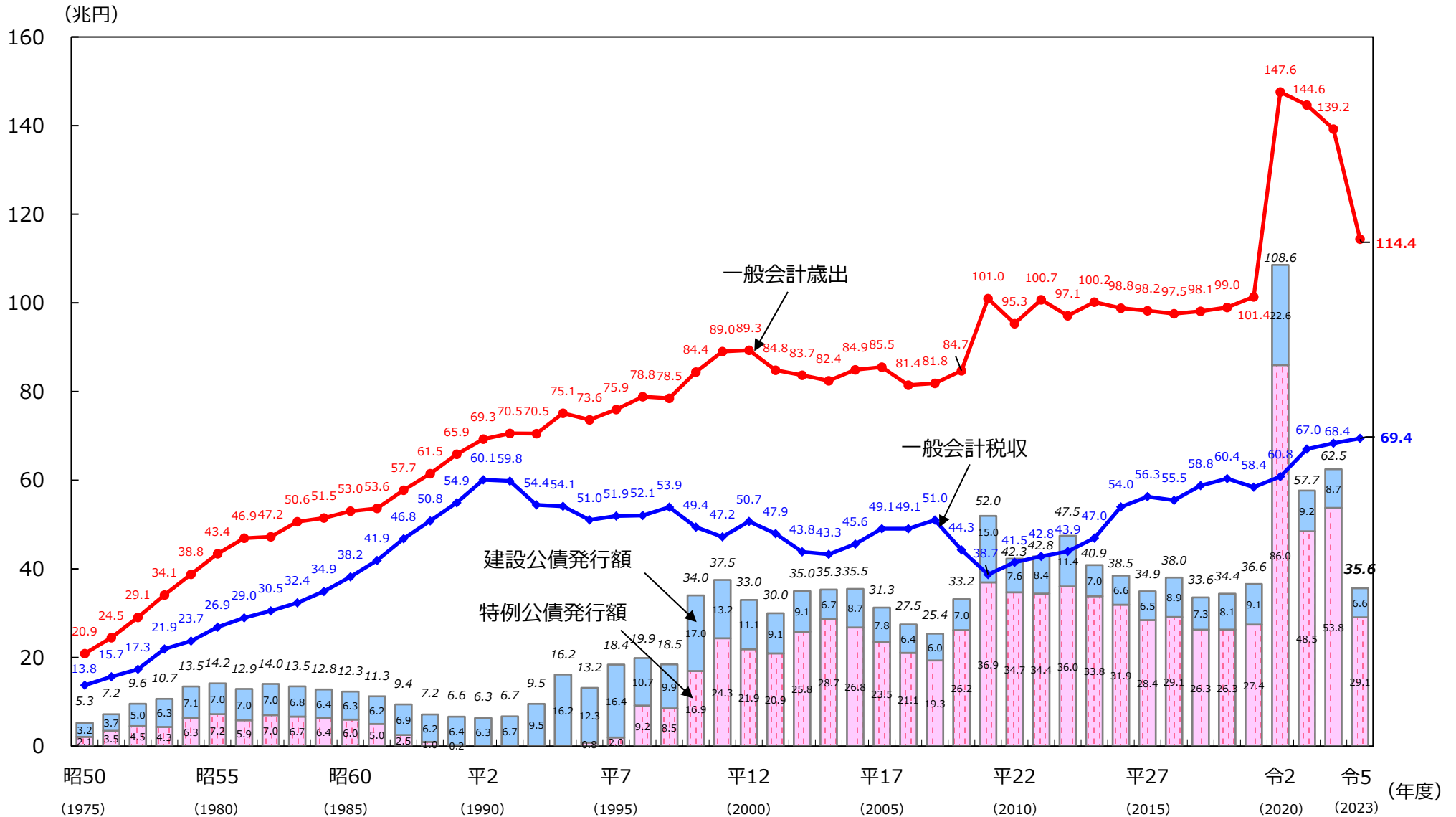
区 分	令和3年度末（実績）	令和4年度末（注4）	令和5年度末（政府案）
公債残高（普通国債残高）	991	1,043	1,068
対 GDP 比	180%	186%	187%
国及び地方の長期債務残高	1,208	1,255	1,279
対 GDP 比	219%	224%	224%

(注3) GDPは、令和3年度は実績値、令和4年度及び令和5年度は政府見通しによる。

(注4) 公債残高は、第2次補正後予算に基づく見込み。

国及び地方の長期債務残高については、国は第2次補正後予算、地方は地方債計画等に基づく見込み。

(2) 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

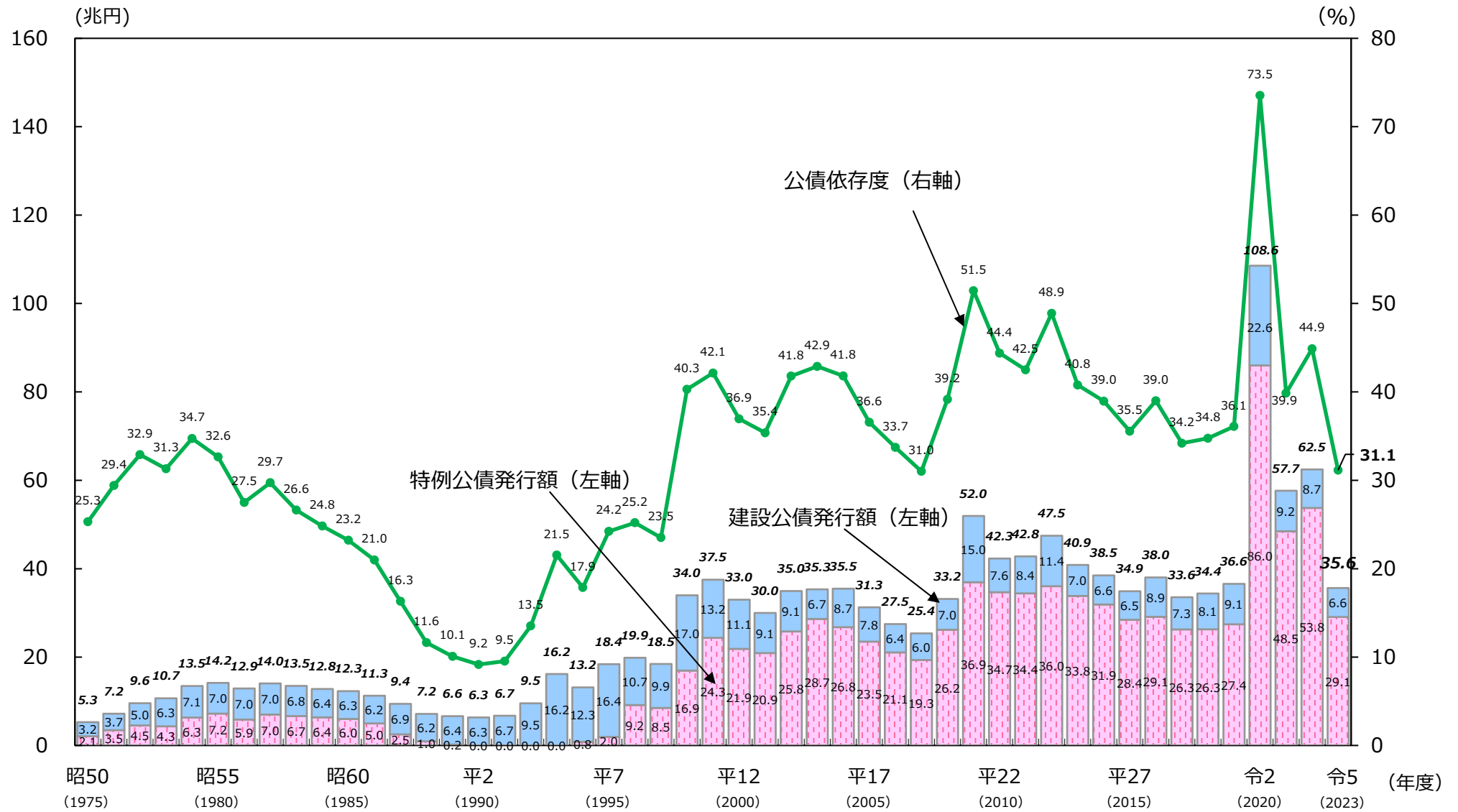


(注1) 令和3年度までは決算、令和4年度は第2次補正後予算、令和5年度は政府案による。

(注2) 公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

(注3) 令和5年度の歳出については、令和6年度以降の防衛力整備計画対象経費の財源として活用する防衛力強化資金（仮称）繰入れ3.4兆円が含まれている。

(3) 公債発行額、公債依存度の推移

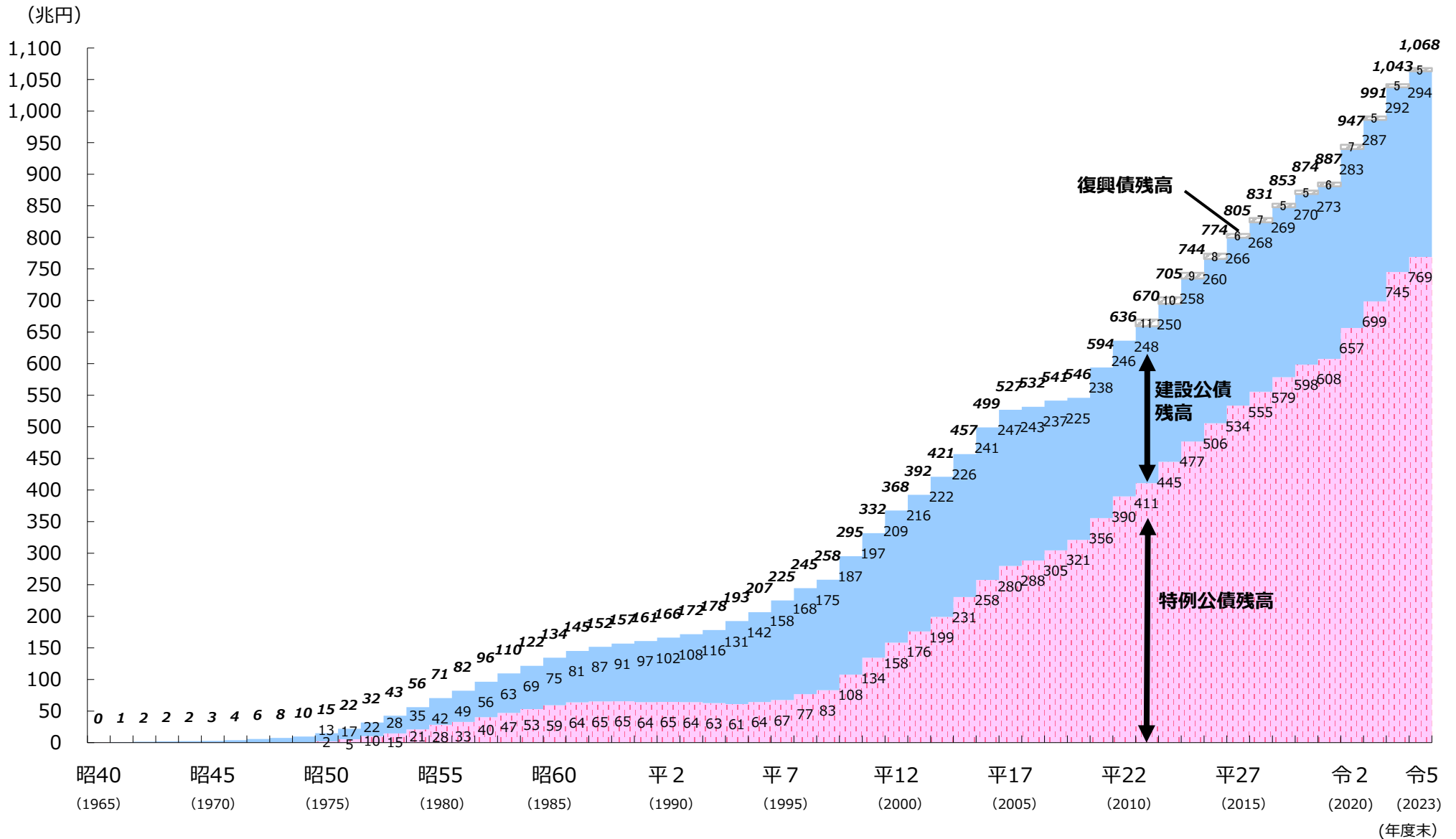


(注1) 令和3年度までは決算、令和4年度は第2次補正後予算、令和5年度は政府案による。

(注2) 公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

(注3) 公債依存度は公債発行額を一般会計歳出総額で除して算出。

(4) 公債残高の累増



(注1) 令和3年度末までは実績、令和4年度末は第2次補正後予算、令和5年度末は政府案に基づく見込み。

(注2) 普通国債残高は、建設公債残高、特例公債残高及び復興債残高。特例公債残高は、昭和40年度の歳入補填債、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換債、臨時特別公債、減税特例公債、年金特例公債及びGX経済移行債（仮称）を含む。

(注3) 令和5年度末の翌年度借換のための前倒借限度額を除いた見込額は1,043兆円程度。

(5) 国及び地方の長期債務残高

(単位：兆円)

	平成10年度末 (1998年度末) ＜実績＞	平成15年度末 (2003年度末) ＜実績＞	平成20年度末 (2008年度末) ＜実績＞	平成25年度末 (2013年度末) ＜実績＞	平成30年度末 (2018年度末) ＜実績＞	令和元年度末 (2019年度末) ＜実績＞	令和2年度末 (2020年度末) ＜実績＞	令和3年度末 (2021年度末) ＜実績＞	令和4年度末 (2022年度末) ＜国：補正後予算、 地方：見込み＞	令和5年度末 (2023年度末) ＜政府案＞
国	390 (387)	493 (484)	573 (568)	770 (747)	901 (850)	914 (870)	973 (964)	1,017 (1,002)	1,068 (1,048)	1,097 (1,072)
普通国債 残高	295 (293)	457 (448)	546 (541)	744 (721)	874 (823)	887 (843)	947 (937)	991 (976)	1,043 (1,023)	1,068 (1,043)
対GDP比	55% (55%)	87% (85%)	106% (105%)	145% (141%)	157% (148%)	159% (151%)	176% (174%)	180% (177%)	186% (183%)	187% (182%)
地方	163	198	197	201	194	192	192	191	187	182
対GDP比	30%	38%	38%	39%	35%	35%	36%	35%	33%	32%
国・地方 合計	553 (550)	692 (683)	770 (765)	972 (949)	1,095 (1,044)	1,106 (1,062)	1,165 (1,156)	1,208 (1,193)	1,255 (1,235)	1,279 (1,254)
対GDP比	103% (103%)	131% (130%)	149% (148%)	190% (185%)	197% (188%)	199% (191%)	217% (215%)	219% (217%)	224% (221%)	224% (219%)

(注1) GDPは、令和3年度までは実績値、令和4年度及び令和5年度は政府見通しによる。

(注2) 債務残高は、令和3年度までは実績値。国は、令和4年度については第2次補正後予算、令和5年度については政府案に基づく見込み、地方は、地方債計画等に基づく見込み。

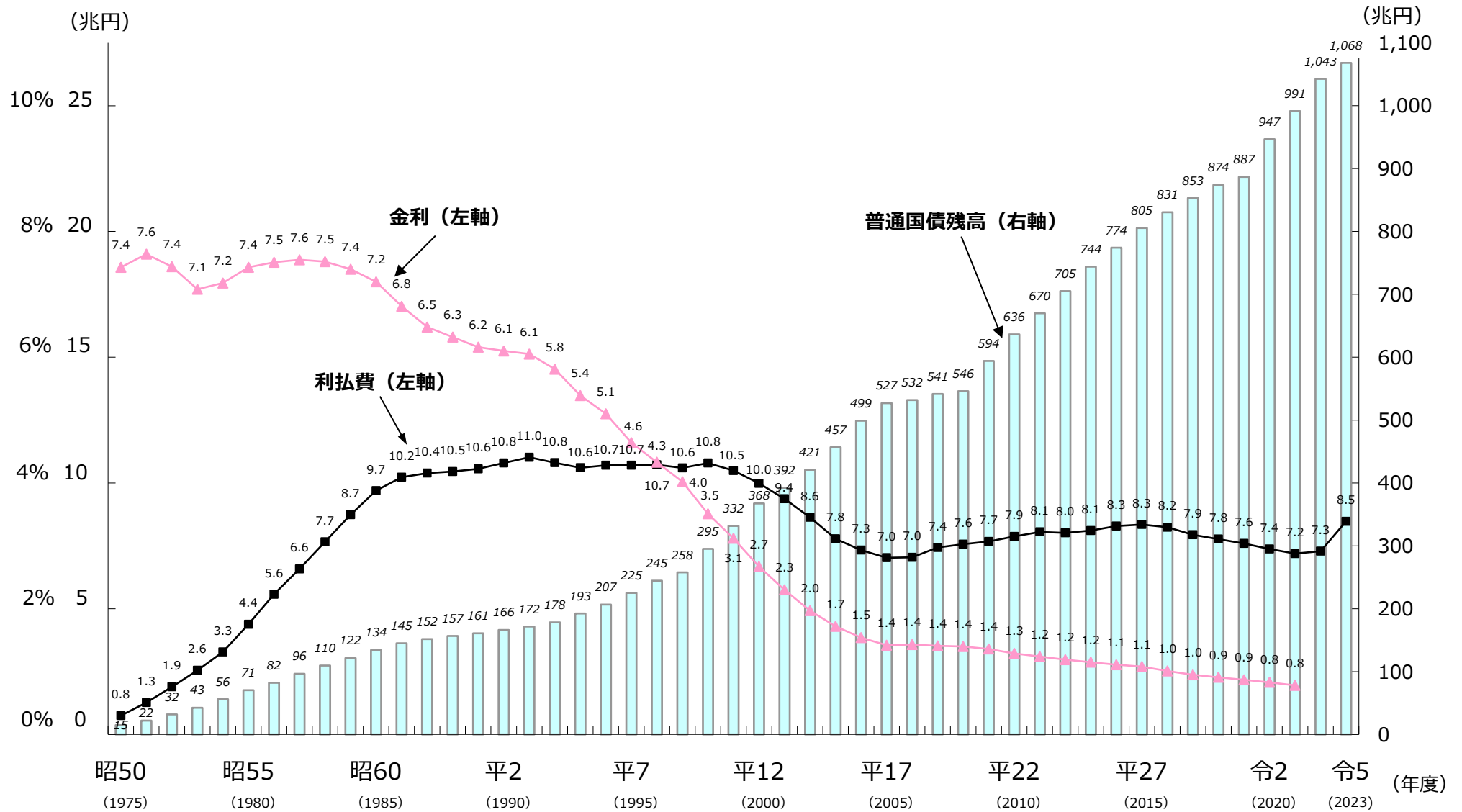
(注3) 東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債及び、基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を普通国債残高に含めている。

(注4) 令和3年度末までの()内の値は翌年度借換のための前倒債発行額を除いた計数。令和4年度末、令和5年度末の()内の値は、翌年度借換のための前倒債限度額を除いた計数。

(注5) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、平成19年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、平成19年度末以降の同特会の借入金残高は全額地方負担分(令和5年度末で28兆円)である。

(注6) このほか、令和5年度末の財政投融资特別会計国債残高は104兆円。

(6) 利払費と金利の推移

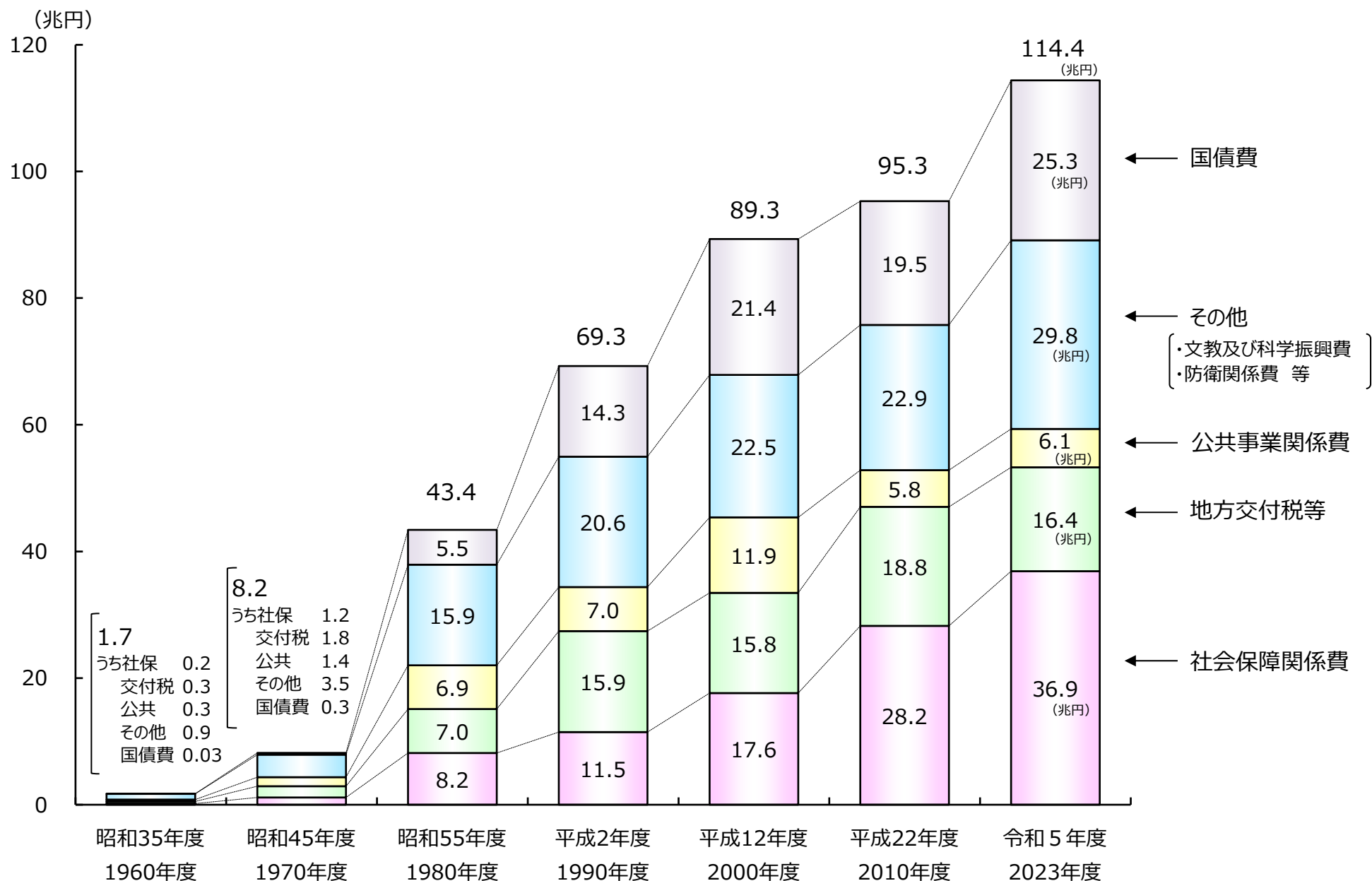


(注1) 利払費は、令和3年度までは決算、令和4年度は第2次補正後予算、令和5年度は政府案による。

(注2) 金利は、普通国債の利率加重平均の値を使用。

(注3) 普通国債残高は各年度3月末現在高。ただし、令和4年度は第2次補正後予算、令和5年度は政府案に基づく見込み。

(7) 一般会計歳出の主要経費の推移



(9) 一般会計歳入の推移

(単位：億円、%)

年度	歳入総額	税金	その他収入	公債発行額			税金/GDP	税金+その他収入/GDP	公債残高		国及び地方の長期債務残高
				4条公債	特例公債	公債依存度			/GDP	/GDP	
昭 50	212,888	173,400	19,488	20,000	20,000	9.4	11.4	12.7	149,731	9.8	321,199
51	242,960	155,190	15,020	72,750	35,250	29.9	9.1	9.9	220,767	12.9	446,454
52	285,143	182,400	17,943	84,800	44,300	29.7	9.6	10.5	319,024	16.8	600,021
53	342,950	214,500	18,600	109,850	60,500	32.0	10.3	11.2	426,158	20.4	776,477
54	386,001	214,870	18,431	152,700	72,150	39.6	9.5	10.4	562,513	25.0	983,629
55	425,888	264,110	19,078	142,700	67,850	33.5	10.6	11.4	705,098	28.4	1,181,804
56	467,881	322,840	22,341	122,700	67,850	26.2	12.2	13.0	822,734	31.1	1,341,055
57	496,808	366,240	26,168	104,400	65,160	21.0	13.3	14.2	964,822	34.9	1,540,538
58	503,796	323,150	47,196	133,450	63,650	26.5	11.2	12.8	1,096,947	38.0	1,738,243
59	506,272	345,960	33,512	126,800	62,250	25.0	11.2	12.3	1,216,936	39.5	1,895,964
60	524,996	385,500	22,696	116,800	59,500	22.2	11.7	12.4	1,344,314	40.7	2,048,175
61	540,886	405,600	25,826	109,460	57,000	20.2	11.9	12.6	1,451,267	42.4	2,247,299
62	541,010	411,940	24,060	105,010	55,200	19.4	11.4	12.0	1,518,093	41.9	2,376,937
63	566,997	450,900	27,687	88,410	56,900	15.6	11.6	12.3	1,567,803	40.4	2,464,819
平 元	604,142	510,100	22,932	71,110	57,800	11.8	12.3	12.8	1,609,100	38.7	2,540,229
2	662,368	580,040	26,396	55,932	55,932	8.4	12.8	13.4	1,663,379	36.8	2,658,419
3	703,474	617,720	32,324	53,430	53,430	7.6	13.0	13.7	1,716,473	36.2	2,780,634
4	722,180	625,040	24,340	72,800	72,800	10.1	12.9	13.4	1,783,681	36.9	3,007,171
5	723,548	613,030	29,218	81,300	81,300	11.2	12.7	13.3	1,925,393	39.9	3,331,274
6	730,817	536,650	57,737	105,092	105,092	14.4	10.5	11.6	2,066,046	40.4	3,676,182
7	709,871	537,310	46,581	97,469	97,469	13.7	10.2	11.1	2,251,847	42.9	4,100,643
8	751,049	513,450	27,309	191,494	90,310	101,184	9.5	10.0	2,446,581	45.4	4,493,083
9	773,900	578,020	28,810	167,070	92,370	74,700	10.7	11.2	2,579,875	47.6	4,921,505
10	776,692	585,220	35,902	155,570	84,270	71,300	10.9	11.6	2,952,491	55.2	5,527,949
11	818,601	471,190	36,911	310,500	93,400	217,100	8.9	9.6	3,316,687	62.5	6,003,468
12	849,871	486,590	37,181	326,100	91,500	234,600	9.1	9.7	3,675,547	68.4	6,458,648
13	826,524	507,270	36,074	283,180	87,600	195,580	9.6	10.3	3,924,341	74.4	6,731,326
14	812,300	468,160	44,140	300,000	67,900	232,100	8.9	9.8	4,210,991	80.4	6,980,540
15	817,891	417,860	35,581	364,450	64,200	300,250	7.9	8.6	4,569,736	86.8	6,916,204
16	821,109	417,470	37,739	365,900	65,000	300,900	7.9	8.6	4,990,137	94.2	7,325,921
17	821,829	440,070	37,859	343,900	61,800	282,100	8.2	8.9	5,269,279	98.7	7,583,023
18	796,860	458,780	38,350	299,730	54,840	244,890	8.5	9.3	5,317,015	99.0	7,610,587
19	829,088	534,670	40,098	254,320	52,310	202,010	9.9	10.7	5,414,584	100.6	7,666,684
20	830,613	535,540	41,593	253,480	52,120	201,360	10.4	11.2	5,459,356	105.8	7,704,445
21	885,480	461,030	91,510	332,940	75,790	257,150	9.3	11.1	5,939,717	119.4	8,197,322
22	922,992	373,960	106,002	443,030	63,530	379,500	7.4	9.5	6,363,117	126.0	8,616,043
23	924,116	409,270	71,866	442,980	60,900	382,080	8.2	9.6	6,698,674	134.0	8,947,120
24	903,339	423,460	37,439	442,440	59,090	383,350	8.5	9.2	7,050,072	141.2	9,319,344
25	926,115	430,960	40,535	428,510	57,750	370,760	8.4	9.2	7,438,676	145.1	9,717,893
26	958,823	500,010	46,313	412,500	60,020	352,480	9.6	10.4	7,740,831	147.9	10,006,332
27	963,420	545,250	49,540	368,630	60,030	308,600	10.1	11.0	8,054,182	148.9	10,327,252
28	967,218	576,040	46,858	344,320	60,500	283,820	10.6	11.4	8,305,733	152.4	10,560,566
29	974,547	577,120	53,729	343,698	60,970	282,728	10.4	11.4	8,531,789	153.5	10,766,128
30	977,128	590,790	49,416	336,922	60,940	275,982	10.6	11.5	8,740,434	157.0	10,950,536
令 元	1,014,571	624,950	63,016	326,605	69,520	257,085	11.2	12.4	8,866,945	159.2	11,058,104
2	1,026,580	635,130	65,888	325,562	71,100	254,462	11.8	13.0	9,466,468	176.1	11,650,110
3	1,066,097	574,480	55,647	435,970	63,410	372,560	10.4	11.4	9,914,111	180.1	12,080,618
4	1,075,964	652,350	54,354	369,260	62,510	306,750	11.6	12.6	10,425,896	186.1	12,554,533
5	1,143,812	694,400	93,182	356,230	65,580	290,650	12.1	13.8	10,680,213	186.7	12,789,087

(注1) 一般会計歳入に係る計数は当初予算ベース(令和5年度は政府案)。その他収入は前年度剰余金受入を含む額。公債残高は各年度の3月末現在額。ただし、令和3年度までは実績、令和4年度は第2次補正後予算、令和5年度は政府案に基づく見込み。国及び地方の長期債務残高については、令和3年度までは実績値。国は、令和4年度については第2次補正後予算、令和5年度については政府案に基づく見込み。地方は、地方債計画等に基づく見込み。

(注2) GDPは、令和3年度までは実績値、令和4年度及び令和5年度は政府見通しによる。

(注3) 一般会計歳入においては、上記の他に、いわゆる「つなぎ公債」を含む。具体的には、減税特例公債(平成6年度：3.1兆円、平成7年度：2.9兆円、平成8年度：1.9兆円)と年金特例公債(平成25年度：2.6兆円)を含む。

(注4) 平成24年度の公債依存度は、基礎年金国庫負担2分の1ベース。

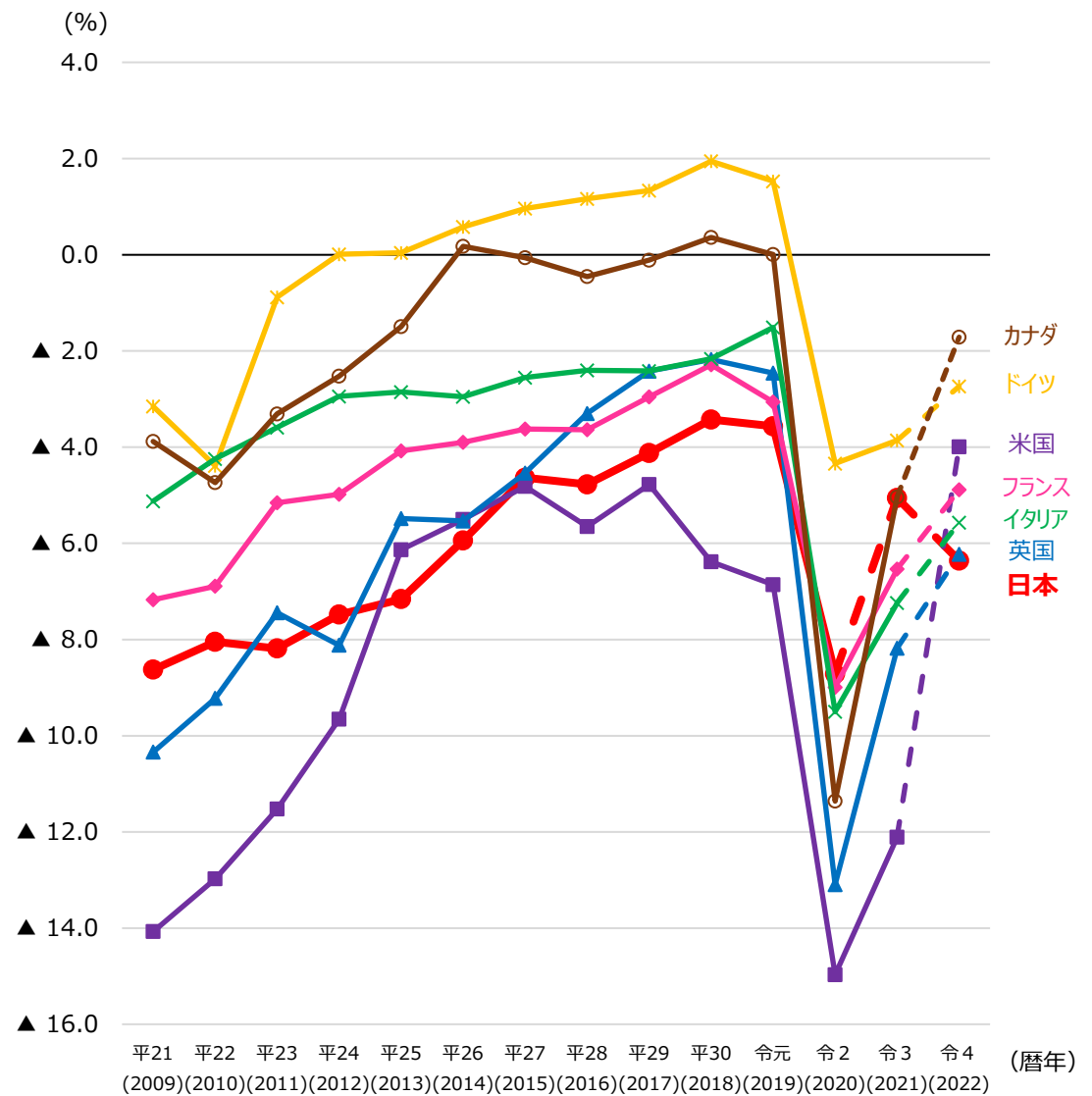
(注5) 公債残高は、東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債(平成23年度末：10.7兆円、平成24年度末：10.3兆円、平成25年度末：9.0兆円、平成26年度末：8.3兆円、平成27年度末：5.9兆円、平成28年度末：6.7兆円、平成29年度末：5.5兆円、平成30年度末：5.4兆円、令和元年度末：5.9兆円、令和2年度末：6.8兆円、令和3年度末：5.4兆円、令和4年度末：5.0兆円、令和5年度末：4.9兆円)、基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債(平成24年度末：2.6兆円、平成25年度末：5.2兆円、平成26年度末：4.9兆円、平成27年度末：4.6兆円、平成28年度末：4.4兆円、平成29年度末：4.1兆円、平成30年度末：3.8兆円、令和元年度末：3.6兆円、令和2年度末：3.3兆円、令和3年度末：3.1兆円、令和4年度末：2.8兆円、令和5年度末：2.6兆円)及びGX経済移行債(仮称)(令和5年度末：1.6兆円)を含む。

(注6) 令和元年度、令和2年度の計数は、臨時・特別の措置に係る計数を含んだもの。

(参考1) 財政収支の国際比較 (対GDP比)

暦年	(%)						
	平21 (2009)	平22 (2010)	平23 (2011)	平24 (2012)	平25 (2013)	平26 (2014)	平27 (2015)
日本	▲ 8.6	▲ 8.0	▲ 8.2	▲ 7.5	▲ 7.2	▲ 5.9	▲ 4.6
米国	▲ 14.1	▲ 13.0	▲ 11.5	▲ 9.7	▲ 6.1	▲ 5.5	▲ 4.8
英国	▲ 10.3	▲ 9.2	▲ 7.4	▲ 8.1	▲ 5.5	▲ 5.5	▲ 4.5
ドイツ	▲ 3.2	▲ 4.4	▲ 0.9	0.0	0.0	0.6	1.0
フランス	▲ 7.2	▲ 6.9	▲ 5.2	▲ 5.0	▲ 4.1	▲ 3.9	▲ 3.6
イタリア	▲ 5.1	▲ 4.2	▲ 3.6	▲ 2.9	▲ 2.9	▲ 3.0	▲ 2.6
カナダ	▲ 3.9	▲ 4.7	▲ 3.3	▲ 2.5	▲ 1.5	0.2	▲ 0.1

暦年	(%)						
	平28 (2016)	平29 (2017)	平30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)
日本	▲ 4.8	▲ 4.1	▲ 3.4	▲ 3.6	▲ 8.7	▲ 5.1	▲ 6.4
米国	▲ 5.7	▲ 4.8	▲ 6.4	▲ 6.9	▲ 15.0	▲ 12.1	▲ 4.0
英国	▲ 3.3	▲ 2.4	▲ 2.2	▲ 2.5	▲ 13.1	▲ 8.2	▲ 6.2
ドイツ	1.2	1.3	1.9	1.5	▲ 4.3	▲ 3.9	▲ 2.7
フランス	▲ 3.6	▲ 3.0	▲ 2.3	▲ 3.1	▲ 9.0	▲ 6.5	▲ 4.9
イタリア	▲ 2.4	▲ 2.4	▲ 2.2	▲ 1.5	▲ 9.5	▲ 7.2	▲ 5.6
カナダ	▲ 0.5	▲ 0.1	0.4	0.0	▲ 11.4	▲ 5.0	▲ 1.7



(出所) OECD “Economic Outlook 112” (2022年11月22日)

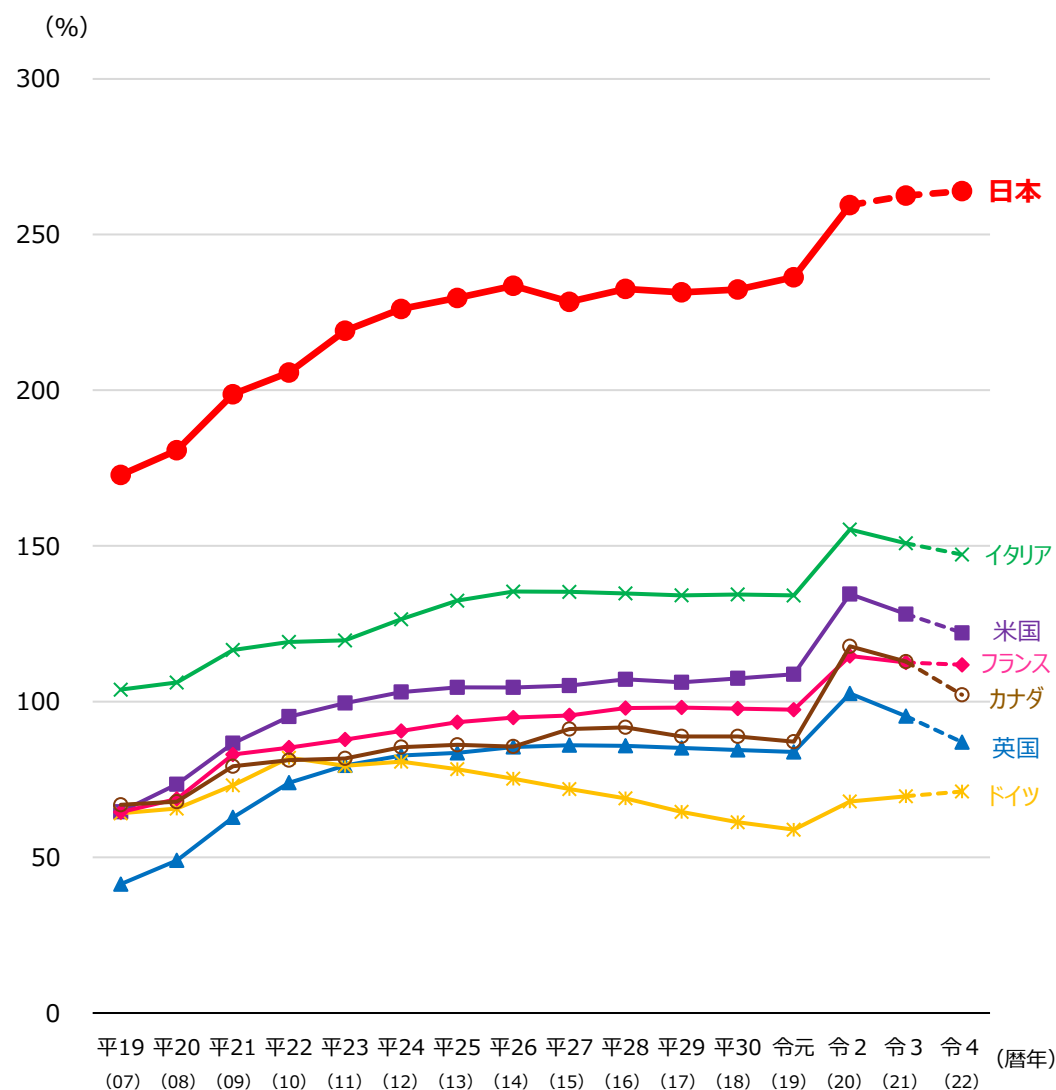
(注1) 数値は一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベース。ただし、日本は社会保障基金、米国は社会保障年金信託基金を除いた値。

(注2) 日本は2021年及び2022年、それ以外の国々は2022年が推計値。日本については令和5年度予算（政府案）により生ずる財政収支赤字が反映されていないことに留意が必要。

(参考2) 債務残高の国際比較 (対GDP比)

暦年	(%)								
	平19 (2007)	平20 (2008)	平21 (2009)	平22 (2010)	平23 (2011)	平24 (2012)	平25 (2013)	平26 (2014)	平26 (2014)
日本	172.8	180.7	198.7	205.7	219.1	226.1	229.6	233.5	
米国	64.6	73.5	86.7	95.2	99.5	103.1	104.6	104.6	
英国	41.4	49.0	62.8	74.0	79.5	82.7	83.6	85.5	
ドイツ	64.2	65.7	73.2	82.0	79.4	80.7	78.3	75.3	
フランス	64.5	68.8	83.0	85.3	87.8	90.6	93.4	94.9	
イタリア	103.9	106.2	116.6	119.2	119.7	126.5	132.5	135.4	
カナダ	66.9	67.9	79.3	81.2	81.8	85.4	86.1	85.6	

暦年	(%)							
	平27 (2015)	平28 (2016)	平29 (2017)	平30 (2018)	令元 (2019)	令2 (2020)	令3 (2021)	令4 (2022)
日本	228.4	232.5	231.4	232.3	236.3	259.4	262.5	263.9
米国	105.2	107.2	106.2	107.5	108.8	134.5	128.1	122.1
英国	86.0	85.8	85.1	84.5	83.9	102.6	95.3	87.0
ドイツ	71.9	69.0	64.6	61.3	58.9	68.0	69.6	71.1
フランス	95.6	98.0	98.1	97.8	97.4	114.7	112.6	111.8
イタリア	135.3	134.8	134.2	134.4	134.1	155.3	150.9	147.2
カナダ	91.2	91.8	88.9	88.9	87.2	117.8	112.9	102.2



(出所) IMF "World Economic Outlook" (2022年10月)

(注1) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。

(注2) 日本は、2021年及び2022年が推計値。それ以外の国は、2022年が推計値。

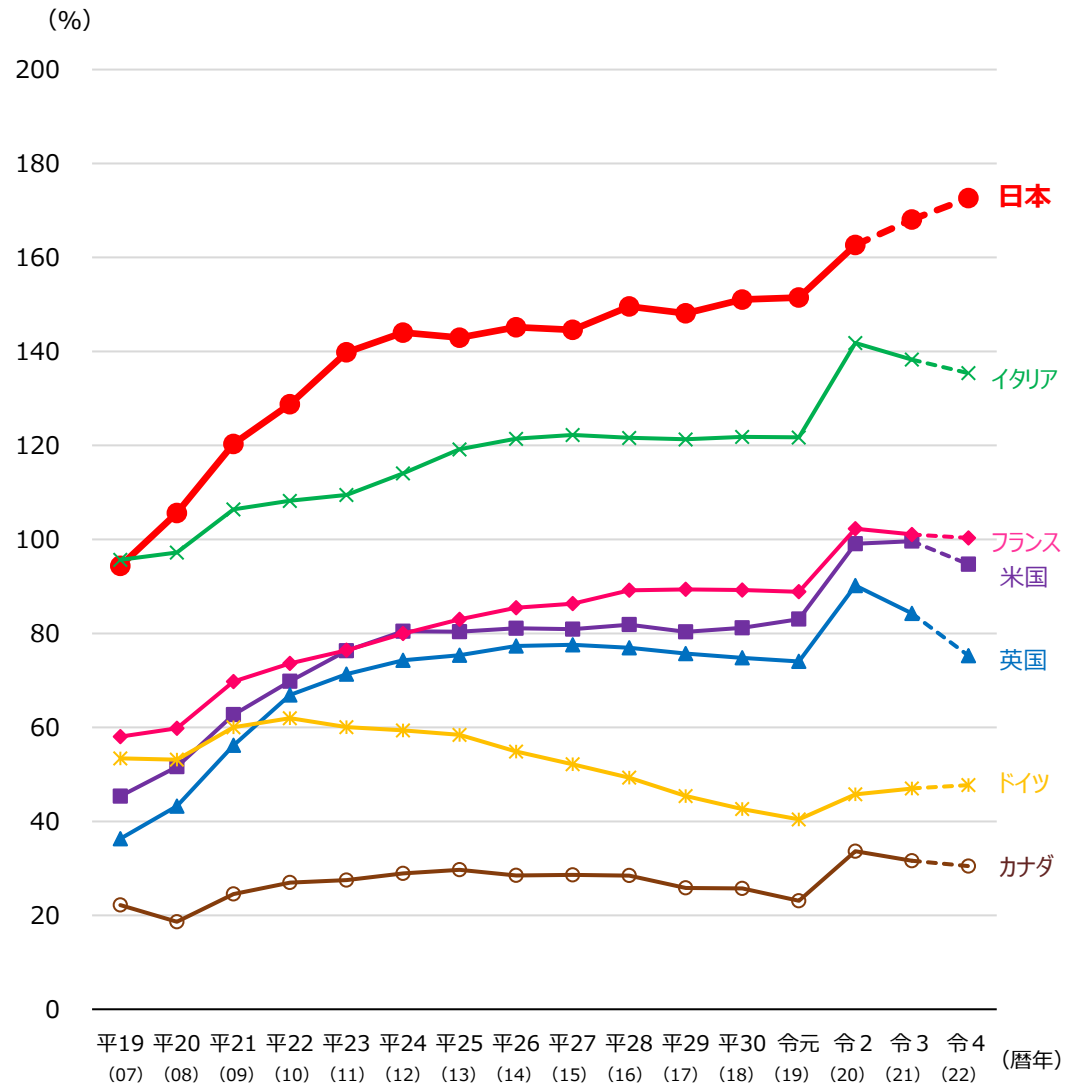
なお、2023年については、日本：261.1%、米国：122.9%、英国：79.9%、ドイツ：68.3%、フランス：112.5%、イタリア：147.1%、カナダ：98.7%と推計されている。

日本について令和4年度第2次補正予算及び令和5年度予算(政府案)によって見込まれる債務残高の増加が反映されていないことに留意が必要。

(参考3) 純債務残高の国際比較 (対GDP比)

暦年	純債務残高の国際比較 (対GDP比) (%)							
	平19 (2007)	平20 (2008)	平21 (2009)	平22 (2010)	平23 (2011)	平24 (2012)	平25 (2013)	平26 (2014)
日本	94.4	105.6	120.3	128.8	139.8	144.0	142.9	145.1
米国	45.4	51.6	62.7	69.8	76.3	80.5	80.4	81.1
英国	36.3	43.2	56.2	66.9	71.3	74.3	75.4	77.3
ドイツ	53.4	53.2	60.0	62.0	60.1	59.4	58.4	54.9
フランス	58.0	59.8	69.8	73.6	76.4	80.0	83.0	85.5
イタリア	95.7	97.2	106.4	108.2	109.5	114.1	119.2	121.4
カナダ	22.2	18.6	24.5	27.0	27.5	28.9	29.7	28.5

暦年	純債務残高の国際比較 (対GDP比) (%)							
	平27 (2015)	平28 (2016)	平29 (2017)	平30 (2018)	令元 (2019)	令2 (2020)	令3 (2021)	令4 (2022)
日本	144.6	149.6	148.1	151.0	151.5	162.6	168.1	172.6
米国	80.9	81.9	80.3	81.2	83.0	99.1	99.6	94.7
英国	77.6	76.9	75.7	74.8	74.1	90.2	84.3	75.3
ドイツ	52.2	49.3	45.4	42.6	40.4	45.8	47.0	47.7
フランス	86.3	89.2	89.4	89.2	88.9	102.3	101.1	100.3
イタリア	122.2	121.6	121.3	121.8	121.7	141.8	138.3	135.4
カナダ	28.6	28.5	25.8	25.7	23.1	33.6	31.6	30.5



(出所) IMF “World Economic Outlook” (2022年10月)

(注1) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。

(注2) 日本は、2021年及び2022年が推計値。それ以外の国は、2022年が推計値。

なお、2023年については、日本：172.4%、米国：96.9%、英国：68.5%、ドイツ：47.8%、フランス：101.0%、イタリア：135.6%、カナダ：30.3%と推計されている。

日本について令和4年度第2次補正予算及び令和5年度予算(政府案)によって見込まれる債務残高の増加が反映されていないことに留意が必要。

(注3) 純債務残高は、債務残高から金融資産(通貨・預金、負債証券等)を差し引いたもの。

※ 各資料については、計数整理の結果、異動を生ずることがある。